75歳以上の 皆さまへ

平成29年4月から、 医療保険料の軽減率が 変わります

全ての方が安心して医療を受けられる社会を維持するために、高齢者と若者の間での世代間の公平が図られるよう、負担能力に応じたご負担をいただく必要があります。 そのため、平成29年4月から、75歳以上の皆さまの保険料の軽減率が変わります。 皆さまのご理解をお願いいたします。

75 歳以上の方の保険料は、

- ①年収に応じて納めて いただく部分(所得割)
- と、
- ②全員に納めていただく 定額部分(均等割)
- があります。

- ●一定以上の年収の ある方に、年収に 応じてご負担いた だきます。
- ●個人の年収に応じて軽減されます。

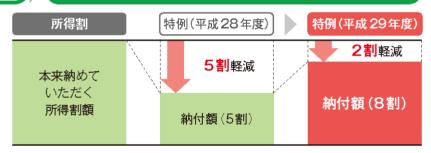
2 均等割額

- ●全ての方にご負担 いただきます。 (全国平均 年間 45.289円)
- ●世帯の所得に応じて軽減されます。

所得割の額が変わる方

年収約153万円~約211万円の方

平成28年度までの所得割は、 特例的に5割軽減されていましたが、 29年度は2割軽減になります。 (均等割の定額部分は変わりません)



2 均等割の額が変わる方

元被扶養者で、特定の要件に該当する方

元被扶養者とは

75歳になる前日に、ご家族の会社の健康保険などで被扶養者だった方

特定の要件の例

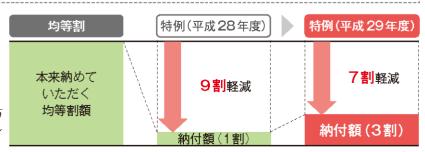
単身の方であれば、年金収入が168万円を超える方など

75歳以上の夫婦2人世帯であれば、一方の年金収入が168万円を超える場合など

平成28年度までの均等割は、

特例的に**9割軽減**されていましたが、 平成**29**年度は**7割軽減**になります。

※ただし、元被扶養者であっても、世帯の所得が低い方は、均等割の軽減(9割軽減、8.5割軽減)が受けられます。



保険料を年金からの引き落としで納めている皆さまへ

年金からの引き落としの場合、前半(4月・6月・8月)の保険料は前年度と同じ額を引き落とし、 後半(10月・12月・2月)で残りの保険料を調整します。

そのため、平成28年度よりも平成29年度の保険料額が増えますが、

実際に引き落とし額が増えるのは、10月からです。

➡ 引き落とし額の間違いではありませんので、ご注意ください。

【引き落とし額の例】元被扶養者に該当する方の場合(金額は、年金から引き落とされる額です)

平成28年度の保険料額 年額4,530円

700円 700円 700円 830円 图 008 円008 8月 4月 6月 10月 12月 2月

平成29年度の保険料額 年額 13,590 円			2 700 111	2 700 [[]	3,700円
800円	800円	800円	3,790	3,700 🗇	3,700
4月	6月	8月	10月	12月	2月
※実際の金額は、都道府県ごとに異なります。					

●医療保険制度の見直し 早わかり 【◆】◎ 🛕



Q なぜ保険料の軽減を見直すのですか?

▲高齢者と若者の、世代間の公平を図るためです。

75歳以上の方の保険料が軽減されていることにより、 若者は医療費が少ないにもかかわらず、高齢者よりも高 い保険料を納めています。高齢者と若者の世代間の公平 を図るため、75歳以上の方のうち負担能力のある方には、 ご負担をお願いします。

Q 元被扶養者と、そうでない場合では、 どれくらい保険料額が違うのですか?

△元被扶養者の方の保険料は、収入額にかかわら ず軽減されています。

元被扶養者の方は、年収があってもなくても、均等割 額が9割軽減されています。一方、元被扶養者でない方は、 年収に応じて保険料をご負担いただいています。

しかし、元被扶養者の方も、元被扶養者でない方も、 同じ後期高齢者であることから、今後は、世代内の公平 を図るため、段階的に軽減を見直していきます。

Q 75歳以上なのですが、私の保険料 はどのくらい増えるのですか?

A6~7月ごろに送付される保険料額決定通知書 でご確認ください。

毎年6~7月ごろに、ご加入の保険者から、保険料額 決定通知書が皆さまに送付されます。その通知書に、そ の年度の保険料が記載されますので、ご確認ください。 詳しくは、ご加入の保険者にお問い合わせください。

Q 元被扶養者なのですが、私の保険料 は必ず増えるのですか?

△元被扶養者の方でも、世帯の所得が低い方は、 低所得者の軽減が適用されます。

元被扶養者の方は、平成29年度は、均等割が7割軽 減になります。

しかし、元被扶養者であっても、世帯の所得が低い方は、 均等割が9割軽減される場合や8.5割軽減される場合が

詳しくは、毎年6~7月ごろにご加入の保険者から送 付される、保険料額決定通知書でご確認ください。

75歳以上の方の保険料に関するお問い合わせは

- ◆ 都道府県の後期高齢者医療広域連合
- お住まいの市町村の後期高齢者担当窓口





厚牛労働省

▲具体的なお問合せ先は、 こちらからも確認できます